



[新築住宅瑕疵保険] JIO わが家の保険 届出のしおり



『JIOわが家の保険』のご利用には、事業者届出が必要です。
以下の事項をご確認のうえ、事業者届出をお申し込みください。

- ・ 保険に関する重要な事項について、「重要事項説明書(住宅事業者様用)」を必ずお読みいただき、ご理解のうえ「JIOわが家の保険」事業者届出をお申し込みください。
- ・ 個別の保険契約のお申し込みにあたり、保険に関する重要な事項について住宅事業者様(以下「住宅事業者」といいます。)から住宅取得者様(以下「住宅取得者」といいます。)に説明し、住宅取得者が署名または記名・押印した「契約内容確認シート」を住宅事業者よりJIOに提出してください。
- ・ 事業者届出および保険の引受けにあたり、JIOが知り得た住宅事業者または住宅取得者の個人情報や対象住宅の物件情報は、JIOホームページ(<https://www.jio-kensa.co.jp>)で公開しているプライバシーポリシーに従い取り扱います。

本書面は、届出申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細やご不明な点については、JIO支店または保険取次店までお問い合わせください。

※ JIOの他の保険のご利用には、別途登録が必要です。

事業者届出の完了後に物件ごとの保険契約のお申し込みが必要です。

- ・ 事業者届出は、保険をご利用いただくために事業者様の情報を確認する手続きです。
- ・ JIOわが家の保険は、住宅(住棟)ごとにお申し込みいただく保険です。
- ・ 引渡日が決まり次第、保険証券発行の手続きが必要です。

保険契約の手続き

① 保険契約申込み

必要書類を添付してお申し込みください。

② 現場検査

階数により必要な検査回数が異なります。

③ 保険証券発行申請

保険証券は自動的に発行されません!手続きをお忘れなく。



『JIO わが家の保険』 事業者届出申込みについて

以下の事項をご確認のうえ、事業者届出をお申し込みください。

1. 保険のコース

- 「JIOわが家の保険」には、「標準コース」と「中小企業者向けコース*」が設定されています。コースにより保険料が異なり、「中小企業者向けコース」には保険料の割引が適用されます。
- *中小企業者向けコース保険料の適用を希望する場合は、中小企業者に該当する必要があります。中小企業者とは、資本金3億円以下または常時使用する従業員数が300人以下の会社および個人をいいます。

2. 届出申込時必要書類

- **必須**
 - ・事業者届出・登録申込書
(ゆうちょ銀行をご利用の場合は、「自動払込利用申込書」もあわせて記入してください。)
 - ・建設業者：建設業許可を証する書類(写し)
 - ・宅建業者：宅地建物取引業免許を証する書類(写し)
※建設業許可、宅建業免許の両方をお持ちの住宅事業者は両方の書類(写し)を提出してください。
- 中小企業者向けコース保険料の適用を希望する場合は、次のうちいずれか1つの書類の提出が必要です。
 - ・資本金の額を証する書類(写し)：履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)、決算書等
 - ・従業員数を証する書類(写し)：労働保険料申告書*、貸金台帳等(個人事業主の場合：開業届(税務署)*、国民健康保険証、確定申告書等)
*監督官庁の受領印のあるもの

3. 届出料と払込方法

- **事業者届出料：4,950円(税込み)**
- 届出料および商品やサービスをご利用いただいた料金は、お届けいただいた金融機関の預金口座より、申込月の月末で締め、翌月の27日に口座振替となります。なお、金融機関が27日に休業の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替となります。
- **事業者届出の失効について**
次のいずれかに該当するときは、その期間の経過した日の属する年度の末日(末日が休日に該当する場合には当該休日より前の営業日)をもって事業者届出は失効となります。
 - ・事業者届出が行われた日より10年間、保険契約の申込みがない場合
 - ・保険契約の最後の申込みから12年以内に新たな保険契約の申込みがない場合
 ※失効後に保険契約のお申し込みをされる場合は、再度事業者届出が必要です。

4. 届出手続きから保険契約のお申込みまで

- 届出手続完了後に保険契約のお申込みができます。
- ①届出申込み→②届出手続き完了⇒③保険契約のお申込み
お申し込みいただいた書類に不備や不足がありますと、届出手続きを完了できません。記入例・必要書類をご確認のうえ、事業者届出をお申し込みください。また、届出手続完了後に事業者情報(事業者名、住所等)をJIOホームページに公開します。公開を希望しない場合はお申し付けください。

5. エリアサービス

- 事業者届出をした事業所以外(同一住宅事業者の支店・営業所等)でも、支店・営業所等の情報をJIOに届出することで、保険契約のお申込みや商品・サービスのご利用ができます。

6. 届出の欠格事由

- 次のいずれかに該当する者は、事業者届出のお申込みをお受けできません。
 - ①建設業法により許可を取り消された者、またはその者でその取消日から2年を経過しない者
 - ②宅地建物取引業法により免許を取り消された者、またはその者でその取消日から2年を経過しない者
 - ③建設業法により営業の停止を命じられ、その期間が経過しない者
 - ④宅地建物取引業法により営業の停止を命じられ、その期間が経過しない者
 - ⑤暴力団・暴力団員・暴力団体関係者その他反社会的勢力

7. 届出内容の変更

- 次のような場合は、届出内容の変更手続きが必要です。
 - ・事業者名、代表者名、住所、TEL、FAX、預金口座、預金者名の変更
 - ・建設業許可・宅建業免許の変更・更新・廃業・失効
- 次のようなときには、JIO所定の書面にて手続きが必要です。
 - ・清算、破産手続申請等 事業を継続しないとき
 - ・建設業許可、宅建業免許の更新を行わないとき
※清算、破産手続きが届出・登録手続完了後に行われた場合は、事業者届出料の返還は行いません。
※事業(会社)を休業する場合および事務所を移転や閉鎖する場合は、事前にその旨をJIOにご連絡ください。

8. 保険料の割引

- 前年度の新築住宅引渡実績が100戸以上の住宅事業者は、届出初年度の保険料に割引が適用されます。別途、申請書が必要です。
- 初年度の保険契約申込実績が100戸以上の住宅事業者は、次年度の保険料に割引が適用されます。

9. オプション

- ・届出事業者証 1,650円(税込み)
- ・届出事業者証(額セット) 3,300円(税込み)
- ・額のみ 1,870円(税込み)
- ・説明会講師派遣 5,500円(税込み)



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6ランディック神田ビル4F
TEL:03-6859-4800(代表)